

A面

令和8年度米沢市特定教育・保育施設等保育料

【 1号認定 】 2・3号認定は裏のB面をご覧ください。

令和8年4月1日から

児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 単位：円 満3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	0	0	0
	市民税所得割非課税世帯 (上記以外の世帯)	0	0	0
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (ひとり親世帯等 ※2)	0	0	0 D1階層 77,100円以下 まで 生計を一にする 最も年長の子ども から数えて3番目以降の 場合に適用
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (上記以外の世帯)	0	0	
D2	77,101円以上 ~ 211,200円以下	0	0	0 D2階層 77,101円以上 から 生計を一にする 最も年長の子ども から数えて3番目以降の 場合に適用
D3	211,201円以上	0	0	

<備考>

- 児童の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計額によります。毎年9月が切り替え時期となり、令和8年4月から令和8年8月までは令和7年度の税額で、令和8年9月から令和9年3月までは令和8年度の税額で算定します。なお、税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- 保育料とは別に、通園バス代、施設整備費、給食代等、各施設で設定する費用があります。
- 上表の 部分は副食費が免除される範囲です。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額 77,100 円を基準に数え方が異なります。

【77,100 円以下の世帯】

生計を一にする最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【77,101 円以上の世帯】

第2子 世帯の小学校3年生までの子どもから数えて2番目になる子ども

(就学前のお子さんの場合は次の施設等を利用する子どもに限り)

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設、

特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

第3子 生計を一にする最も年長の子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ひとり親世帯
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

児童の属する世帯の 階層区分		保育料(月額) 単位:円 上段は【標準時間】、下段の()内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1	第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)	標準時間 0 短時間 (0)
B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等※2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市民税課税世帯							
C	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等※2)	7,250 2,750 (7,000) (2,500)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市民税所得割課税額 48,600円未満 (上記以外の世帯)	45,500 5,750 (45,000) (5,350)	7,750 2,870 (7,500) (2,670)	D1階層 57,700円 未満まで 生計を一 にする最も 年長の子ど もから数え て3番目以 降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	D1階層 57,700円 未満まで 生計を一 にする最も 年長の子ど もから数え て3番目以 降の場合に 適用
D1	48,600円以上～ 75,000円未満 (ひとり親世帯等※2)	9,000 4,500 (9,000) (4,500)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	
	48,600円以上～ 57,700円未満 (上記以外の世帯)	21,000 6,000 (20,400) (5,600)	40,500 3,000 (40,200) (2,800)		0 (0)	0 (0)	
	57,700円以上～ 75,000円未満 (上記以外の世帯)	21,000 6,000 (20,400) (5,600)	40,500 3,000 (40,200) (2,800)		0 (0)	0 (0)	
D2-1	75,000円以上～ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※2)	9,000 4,500 (9,000) (4,500)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	
D2-2	75,000円以上～ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	26,000 11,000 (25,200) (10,400)	43,000 5,500 (42,600) (5,200)	D1階層 57,700円 以上から 生計を一 にする最も 年長の子ど もから数え て3番目以 降の場合に 適用	0 (0)	0 (0)	D1階層 57,700円 以上から 生計を一 にする最も 年長の子ど もから数え て3番目以 降の場合に 適用
	77,101円以上～ 97,000円未満				0 (0)	0 (0)	
D3	97,000円以上～ 130,000円未満	35,000 23,870 (34,600) (23,020)	47,500 11,930 (47,000) (11,510)		0 (0)	0 (0)	
D4	130,000円以上～ 169,000円未満	39,500 28,370 (38,300) (27,320)	49,750 14,180 (49,450) (13,660)		0 (0)	0 (0)	
D5	169,000円以上～ 265,000円未満	47,500 (46,100)	23,750 (23,050)		0 (0)	0 (0)	
D6	265,000円以上～ 301,000円未満	49,000 (47,500)	24,500 (23,750)		0 (0)	0 (0)	
D7	301,000円以上～ 397,000円未満	56,000 (54,300)	28,000 (27,150)		0 (0)	0 (0)	
D8	397,000円以上	58,000 (56,300)	29,000 (28,150)		0 (0)	0 (0)	

<備考>

・児童の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村民税所得割額の合計額によります。毎年9月が切り替え時期となり、令和8年4月から令和8年8月までは令和7年度の税額で、令和8年9月から令和9年3月までは令和8年度の税額で算定します。なお、税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。

・満3歳を迎えると、年度途中で3号から2号認定に切り替わりますが、保育料は3歳未満の区分を適用します。

・上表の 部分は副食費が免除される範囲です。

・C～D4の保育料は、軽減後の金額です（山形県の事業です。令和9年度以降の実施については未定です。）

※1 第2子・第3子の該当

所得割額 57,700 円（ひとり親世帯等は 77,100 円以下）を基準に数え方が異なります。

【57,700 円未満（ひとり親世帯等※2 は 77,100 円以下）の世帯】

生計を一にする最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【57,700 円以上（ひとり親世帯等※2 は 77,101 円以上）の世帯】

第2子 世帯の次の施設等を利用する子どもの最も年長の子から数えて2番目になる子ども

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、

児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

第3子 生計を一にする最も年長の子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

・ひとり親世帯 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯

・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯